

**指定（介護予防）通所リハビリテーション
デイケアフローラ太田小通りクリニック
運営規程**

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人東州会が開設する指定通所リハビリテーション事業所・指定介護予防通所リハビリテーション事業所「デイケアフローラ太田小通りクリニック」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めるものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイケアフローラ太田小通りクリニック
- 二 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1-12-27

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師（管理者）1名（常勤1名）
医師（管理者）は、リハビリテーション計画作成と医学的管理及び事業所の従業者・業務の管理を行う。
- 二 理学療法士1名（常勤1名）

理学療法士は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの計画作成と提供に当たる。

三 作業療法士 1名以上（常勤1名以上）

作業療法士は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの計画作成と提供に当たる。

ただし、二の理学療法士1名（常勤1名）三の作業療法士1名（常勤1名）については、二または三のいずれか一名でも施設運営上の人員基準は満たすので、いずれか一名または、二かつ三を勤務させるものとする。

四 介護職員 4名以上（常勤2名以上、非常勤2名以上）

介護職員は、利用者の食事、移動、排泄、入浴等の介助及び援助を行う。

五 看護職員 1名以上（非常勤1名以上）

看護職員は、利用者の健康状態の確認や、健康管理の助言、服薬の確認等の看護業務を行う。

六 厨房職員 1名以上（非常勤1名以上）

厨房職員は、昼食や間食の配膳準備を行う。

七 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

一 営業日 祝日を含む月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は40名とする。

（指定通所リハビリテーションの内容）

第7条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

一 生活指導（相談援助等）

二 機能訓練（リハビリテーション）

三 健康チェック

四 入浴サービス

- 五 食事サービス
- 六 送迎
- 七 介護サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(サービス提供の留意事項)

第8条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二 従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
また、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、協同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を介護記録に記載する。

(利用料等)

第10条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示

上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、

実施地域を越えてから片道概ね	10キロ未満	600円
実施地域を越えてから片道概ね	10キロ以上	800円
 - 二 食事の提供に要する費用として、1食773円、腎臓病食は154円増し。おやつ代のみは103円とする。
 - 三 おむつ代として、

おむつ1枚につき	(S)76円	(M)85円	(L)95円	(LL)104円
パット1枚につき	(S)28円	(M)28円	(L)38円	(LL)47円
 - 四 その他指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
 - 五 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の一部・春日部市の一部・越谷市の一部・蓮田市の一部（事業所から自動車で概ね30分以内の範囲）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、主治医からの指示事項等がある場合には、申し出ること。
- 2 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時等における対応方法）

第13条 事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（苦情処理）

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第15条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、事業所はこの計画に基づき、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(衛生管理)

第17条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その完結から5年間保存するものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的におおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）の実施。
- (4) 1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1箇月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、事業所の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程変更は、平成27年8月1日から施行する。

この規程変更は、平成28年3月1日から施行する。

この規程変更は、平成30年4月1日から施行する。

この規程変更は、平成31年4月1日から施行する。

この規程変更は、令和5年10月1日から施行する。

この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。